

京都ノートルダム女子大学研究倫理教育に関する実施要領

平成31年4月1日制定
(令和5年3月8日改正)
(令和6年4月22日改正)
研究倫理委員会

1 趣旨

この実施要領は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)及び「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月1日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正)において実施を要請されている、京都ノートルダム女子大学における研究倫理教育に関し必要な事項を定める。

2 実施方法

e-ラーニングによる研究倫理教育教材「APRIN eラーニングプログラム」または日本学術振興会 研究倫理 eラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]) を受講する。

3 受講対象者

- 1) 専任教員 (特任教員を含む)
- 2) 大学院生
- 3) 職員 (公的研究費の執行・管理に従事する職員)
- 4) 上記以外の、府省共通研究開発管理システム (e-Rad) 登録者

4 修了要件

「APRIN eラーニングプログラム」の受講対象者ごとに指定された受講コースを平均8割以上の正答率で修了すること。

または、日本学術振興会 研究倫理 eラーニングコース (e-Learning Course on Research Ethics [eL CoRE]) を修了すること。

5 受講頻度、時期について

- 1) 「3 受講対象者」のうち1)、3)、4) に該当する者については、原則として着任時に受講し、以降、4年ごとに再受講すること。
- 2) 「3 受講対象者」のうち2) に該当する者については、在学中に1度、別途指定された期日までに受講すること。

附 記 この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 記（令和5年3月8日改正）
この改正は、令和5年3月8日から施行する。

附 記（令和6年4月22日改正）
この改正は、令和6年4月22日から施行する。